**指定給水装置工事事業者　指定の更新手続きについて**

1. **受付日時**

月曜日から金曜日まで

（ただし、訓子府町の休日を定める条例に定める日は除く。）

午前８時４５分から１１時３０分まで、午後１時から３時３０分まで

1. **受付場所**

訓子府町役場１階　上下水道課施設係

（訓子府町東町３９８番地　　電話0157-47-2118）

1. **更新要件**（水道法第２５条の３、水道法施行規則第２０条）
	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。

　※選任している主任技術者の変更の届出が漏れていると、更新できない場合があります

ので、事前に変更手続きをお願いします。

（２）次の機械器具を有すること。

　イ　管の切断用の機械器具（金切りのこ等）

　ロ　管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）

　ハ　接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）

　ニ　水圧テストポンプ

* 1. 次のいずれにも該当しないこと。

　イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働

省令で定めるもの

　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

　ハ　水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ

　　た日から２年を経過しない者

　ニ　指定を取り消された日から２年を経過しない者

　ホ　業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由

　　がある者

　へ　法人の役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

1. **提出書類**　（水道法第２５条の２、水道法施行規則第１８条、１９条）

**【法人の場合】**

* 1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（水道法施行規則様式第１）
	2. 機械器具調書（水道法施行規則第１別表）
	3. 誓約書（水道法施行規則様式第２）
	4. 給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写し
	5. 定款
	6. 登記簿の謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※最新のもの
	7. 訓子府町指定給水装置工事事業者証明書（前回発行した証明書：返却用）

　　【個人の場合】

　　　（１）～（４）・（７）　法人と同じ

　　　（６）住民票の写し　※最新のもの

1. **更新時確認する事項　（別紙－１）**

**（水道法第２５条の８及び水道法施行規則第３６条に従い、適正に給水装置工事の事業を**

**運営していることの確認）**

1. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
2. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
3. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
5. **更新申請手数料（訓子府町水道事業給水条例第７条第１項、別表第２）**

**１０，０００円**

申請時に納付書を発行しますので、納付書に記載されている金融機関等でお支払い下さい。

1. **申請から更新指定に要する期間**

申請日からおおむね３週間程度で更新の可否を決定し、申請者へ通知するとともに、指定の更新を行った旨を告示します。

受付から書類審査　　　　　　　　　５日間

　　　更新の可否決定　　　　　　　　　　３日間

　　　通知・告示　　　　　　　　　　　　　　１週間　　　　　　概ね３週間程度

1. **注意事項**

・指定の有効期間内に更新の申請がなかった場合は、指定の失効となります。失効となった場合、給水装置工事をすることが出来なくなりますので、ご注意下さい。

・指定事項や選任している主任技術者の変更の届出が漏れていると、更新できない場合がありますので、事前に変更手続きをお願いいたします。